高山村の給与・定員管理等について

<u>1 総括</u>

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和4年1月1日)	A		В	B/A	令和2年度の人件費率
令和3年月	人	千円	千円	千円	%	%
	3,501	3,552,912	172,014	607,011	17.1	15.4

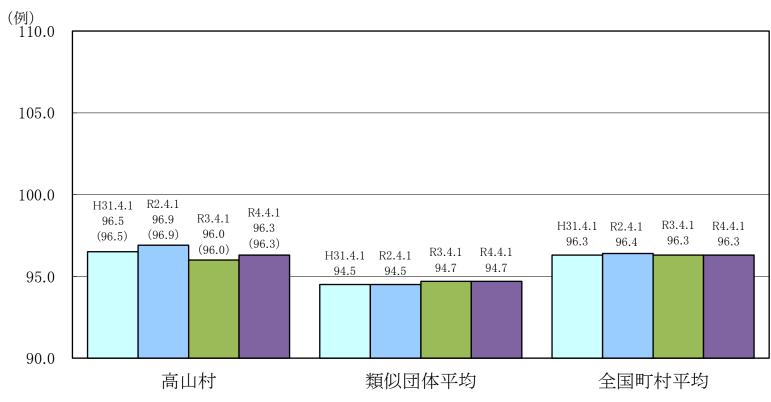
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給	与	費		
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円	
	58	205,328	33,805	74,651	313,784	

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均				
給与費 B/A	一人当たり給与費				
千円	千円				
5,410	5,333				

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)) 及び会計年度任用職員を含まない。 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、
 - 会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を 加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正した ラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 令和4 年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している 場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 人事委員会は設置していない

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとさ れている.

①給料表の見直し

[実施 未実施] 実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日ま で) の経過措置 (現給保障) を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、高山村においても0%。

(参考)

	平成	平成27年	年度	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	26年度	4月1日 時点	遡及 改定後	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
高山村の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額		
				(国比較ベース)		
高山村	42.8 歳	301,600 円	342,300 円	335,220 円		
群馬県	43.1 歳	330,200 円	408,999 円	361,845 円		
国	42.7 歳	323,711 円	_	405,049 円		
類似団体	40.9 歳	290,443 円	335,143 円	317,423 円		

②技能労務職

				公	務員	1					間	参考	
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月	額	平均給与力	月額	平均給与月	月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A /D
						(A)		(国比較べ-	ース)	の類似職種		(B)	A/B
高山	l村	- 歳	- 人	-	円	ı	円	1	円	_	_		_
	うち用務員	- 歳	- 人	ı	円	ı	円	I	円	他に分類されない運 れない運 搬・清掃・ 包装等従 事者	49.1 歳	236,600 円	
群馬	· · ·	55.0 歳	64 人	352,600	円	381,453	円	371,755	田	_			_
国		51.1 歳	2114 人	286,570	円			328,416	円	_	_		_
類化	団体	48.5 歳	2 人	255,880	円	282,233	円	269,750	田	_	_	_	_

		参考					
F /	年収ベース(試算値)の比較						
区分	公務員	民間	C /D				
	(C)	(D)	C/D				
高山村	ı	1					
うち用務員	- 円	3,187,900 円					

[※]民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31~令和3年の3ヶ年平均)

[※]技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

[※]年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高山村	37.4 歳	236,000 円	248,775 円
群馬県	43.3 歳	361,700 円	403,075 円
類似団体	39.3 歳	269,582 円	297,719 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (一時間外勤務手当等を除いたまの)で管出している

(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区	分	高山村	群馬県		玉		
一般行政職	大 学 卒	182,200	田	187,200	円	1	82,200 円
	高 校 卒	150,600	円	153,900	円	1	50,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600	円	149,500	円	_	_
	中 学 卒	_	円	-	円	_	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

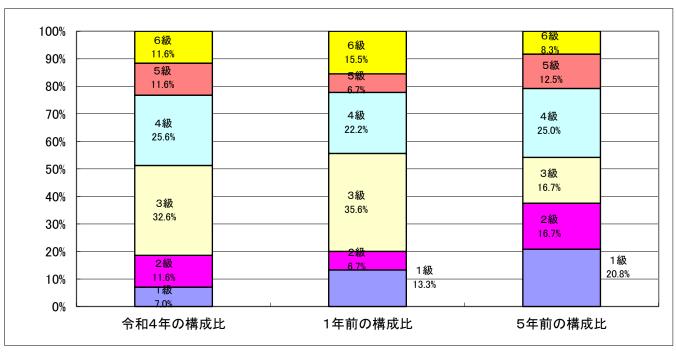
区分		経験年数10年		経験年数20年	経験年数	25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	252,125 円		*	— 円		_	円
	高 校 卒	*	円	*	*	円		379,500 円
技能労務職	高 校 卒	ı	円	- F	-	円	_	円
	中学卒	_	円	- F	_	円	_	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

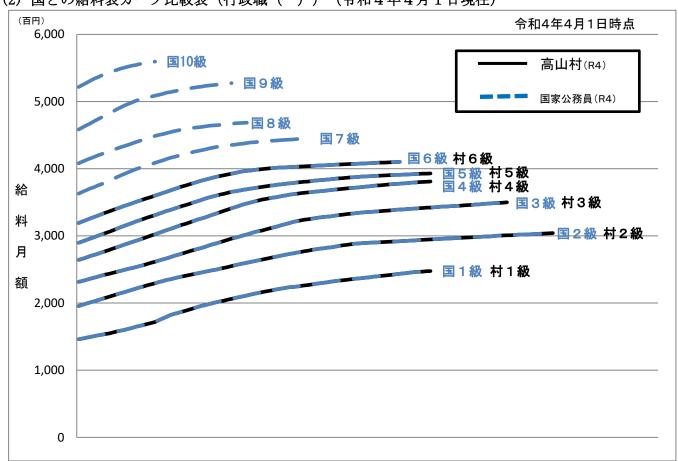
<u>-/</u>	,,,,,,	**************************************	COL CHAIR I I 174 I H DELEY					
×	☑ 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額		
1	級	主事又は主事補の職務	人	%	円	円		
1	形义	土争又は土争惟の城份	3	7.0	146,100	247,600		
2 級		主任の職務	人	%	円	円		
乙 税	土口ン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	11.6	195,500	304,200			
3	3 級	係長の職務	人	%	円	円		
J	NX	7京文・グルグ	14	32.6	231,500	350,000		
4	級	補佐の職務	人	%	円	円		
4	NX	州にジル取分	11	25.6	264,200	381,000		
5	級	課長又は参事の職務	人	%	円	円		
J	3 极	味及入は参事 ^の 地位	5	11.6	289,700	393,000		
6	红	統括課長又は課長で長が認めた者	人	%	円	円		
O	6 級	//bl/10 床区入は床区(区// ㎡ Ø/ に 日	5	11.6	319,200	410,200		

- (注) 1 高山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年 に8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ 統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(高山村)

(<u>U)</u>	5/ 升和*\U/()								
令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用		管理暗	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一般職員					
イ	人事評価を活用している								
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分				
	上位、標準、下位の区分								
	上位、標準の区分								
	標準、下位の区分								
	標準の区分のみ (一律)								
口	人事評価を活用していない	0		Ô					
	活用予定時期	未定	<u> </u>	未定					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高山村	群馬県	国			
1人当たり平均支給額(3年度)	1人当たり平均支給額(3年度)				
1,287 千円	1,589 千円				
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.40 月分 1.90 月分	2.40 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分			
(1.35)月分 (0.90)月分	(1.35)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
·役職加算 5~20%	·役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%	·役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (高山村)

	令和4年度中における運用	管理	哉	一般職員			
イ	人事評価を活用している						
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率		
	上位、標準、下位の成績率						
	上位、標準の成績率						
	標準、下位の成績率						
	標準の成績率のみ (一律)						
口	人事評価を活用していない	0			0		
	活用予定時期	未定	-		未定		

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

	高	山村		国					
(支給率)	自己者	合	応募認定・2	定年	(支給率)	自己者	18合	応募認定•	定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	割増率	2~45%			その他の加算	[措置			
(退職時特別昇給)		定年前早	期退職特例 持	昔置(割埠	曾率2~45%)
1人当たり平均支給額	į *	千円	*	千円					

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給等	支給実績(3年度決算)										
支給職員1人当た	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)										
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員数										
前橋市	3 %		1 人	3 %							
	%		人	%							
	%		人	%							
	%		人	%							
	%		人	%							

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決	算)	4 千円				
支給職員1人当たり平均	支給年額(令和3年度決	1 円				
職員全体に占める手当っ	支給職員の割合(令和3 ^年	 手度)	0.06 %			
手当の種類(手当数)			1			
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 左記職員に対する支統 (令和3年度決算) 単価				
特殊勤務手当	特殊自動車の運転に 従事した職員	4人 1日1,000円以内 4時間未満500円以内				

(5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(令	和	3	年	度	決	算)	2,730 千円
職	員 1	人当	たり	平	均 支	給 年	額	(令	和 3	年 度	決貨	筝)	67 千円
支	給	実	績	(令	和	2	年	度	決	算)	2,957 千円
職	員 1	人当	たり	平	均支	給 年	額	(令	和 2	年 度	決算	〔	77 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度)		支給職員1人当た 平均支給年額 (令和3年度決算)	
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・特定年齢にある子 1人5,000円加 算	同じ	なし	5,759	千円	221,500	円
住居手当	・月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 月額11,000円以下 ・月額27,000円と超える家賃を支払っている職員 家賃の額から27,000円を控除した額の1/2(その額が17,000円を超えるときは17,000円)に11,000円を加算した額	同じ	なし	2,370	千円	237,000	円
通勤手当	・交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ・自動車等交通用具を利用して通 勤する職員 距離に応じ31,600円 以内	同じ	なし	3,277	千円	63,019	田
管理職手当	・総括課長 45,000円 ・課長、課長相当職 39,000円 ・参事 33,000円 ・補佐 24,000円	異なる	職種及び額	8,488	千円	369,043	円
寒冷地手当	・扶養親族のある世帯主の職員 17,800円・扶養親族のない世帯主の職員 10,200円・世帯主でない職員 7,360円	同じ	なし	2,948	千円	55,623	円
宿日直手当	•宿直、日直 4,400円	同じ	なし	2,160	千円	65,455	円
管理職員特別勤務手当	休日に勤務した場合 ・総括課長 7,500円 ・課長、課長相当職 6,000円 ・参事 5,000円 ・補佐 4,000円 平日深夜に勤務した場合 ・総括課長 3,800円 ・課長、課長相当職 3,000円 ・参事 2,500円 ・補佐 2,000円	異なる	職種及び額	297	千円	24,750	円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

	区	分		給	料		月		額		等
44							(参考)			最高/最低額	
給	र्तः	区町村	長		620,000	円		810,000	円/	455,000	円
	_	I — La mea I. I.	E:	(円)		.=	_			
料	副市町村長		攴	,	523,000	円		650,000	円/	440,000	円
-	議		長	(円)		260,000	ш	140.000	ш	
t.m	랝		文	(267,000	円 円)		360,000	円/	140,000	円
報	副	議	長	(199,000	円		320,000	ш	115,000	円
	шл	143%	X	(133,000	田)		020,000	1 1/	110,000	1.1
酬	議		員	,	180,000	円		300,000	円/	100,000	円
			- `	(,	円)		,	1 47	,	, ,
	rf.	区町村	長	(令和3年度)	支給割合)						
期	副	市町村	長		4.3		月分		加算排	昔置20%	
末手	議		長	(令和3年度	支給割合)						
当	副	議	長		4.3		月分				
	議		員						加算排	昔置20%	
,н				(算定方式	弋)		(1期	の手当額)		(支給時期	月)
退職	市	i区町村	長	給与月額×在職	战年数×520/100		12,	, 896, 00)0円	任期毎	
手当	副	市町村	長	給与月額×在職		6,	, 276, 00)0円	任期毎		
	偱	i i	考								

6 職員数の状況

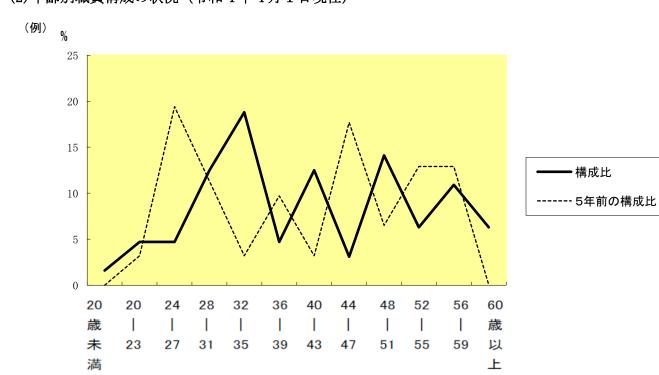
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

_								(各年4月1日現在)			
	_	区 分	職	員	数		対前年	主な増減理由			
部	門		令和3年		令和4年		増減数	工/4岁月10久至山			
]	議会 総務·企画 税務 労働	1 17 4		1 16 4		-1	R4での県派遣職員なしに伴う減			
普	般行政	農林水産 商工 土木	8 2 2		8 2 2						
普通会計	部門	民生 衛生	5 7		2 7 7		2	保育所職員補充に伴う増			
部門] 	46		47			<参考 > 人口1万当たり職員数 134.25 人 類似団体の人口1万当たりの職員数 214.3 人			
		教育部門	12		13		1	認定こども園職員補充に伴う増			
		消防部門 小計	58		60			<参考> 人口1万当たり職員数 171.38 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 249.67 人)			
公 営 企 業 計	水道下水で	く道	1 1 2		1 1 2						
等部門		小 計	4		4						
	合	計	62		64			<参考>			
			[70] [[75]	[]	へのラン 人口1万当たり職員数 182.8 人			

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

⁽注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 動めた場合における退職手当の見込額である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
椒貝数	1	3	3	8	12	3	8	2	9	4	7	4	64

(3)職員数の推移

(単位:人•%)

							(単位	:人・%)
年 度部門別	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年		:5年間 成数(率)
一般行政	43	43	44	46	46	47	4	(9.3%)
教育	13	13	13	12	12	13	0	(0%)
消防	_	_	_	-	_	_	_	_
普通会計計	56	56	57	58	58	60	4	(30.8%)
公営企業等会計計	6	6	6	4	4	4	-2	(-33.3%)
総合計	62	62	63	62	62	64	2	(3.2%)

¹ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。